

南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例施行規則

平成 24 年 9 月 18 日

南部町長

南部町規則第 19 号

南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例（平成 24 年南部町条例第 15 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 町長は、次に掲げる事項を基本方針として、町民及び関係機関と一体となり条例第 2 条に規定する鍋の日の普及及び推進に資するものとする。

- (1) コミュニケーションの大切さを認識する。
- (2) 町民の幸せ及び子どもの健全育成を推進する。
- (3) 安全及び安心な農産物を供給する。
- (4) 地産地消を推進する。
- (5) 食育を推進する。
- (6) 毎月 1 回（22 日）は、鍋料理を食べるよう努める。

(南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進委員会)

第 3 条 町長は、鍋の日を普及及び推進するため、南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

2 委員会の委員は 20 人以内とし、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。

2 補欠により委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議の議長は委員長が務める。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。